



茨城労働局発表
平成 26 年 5 月 2 日

【照会先】
茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 森田 伸二
課長補佐 益子 寿浩
(電話番号) 029-224-6218

平成 27 年 3 月新規中学校及び高等学校卒業者の 就職に関する「申し合わせ」が決定

～ハローワークでの求人申込みは 6 月 20 日から開始します～

茨城労働局（局長 中屋敷 勝也）は、新規学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行うことを目的として、平成 26 年 4 月 24 日に「茨城県就職問題検討会議」を開催しました。

平成 27 年 3 月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせました。

【求人申込み】

求人申込みの受理を 6 月 20 日より開始し、ハローワークで内容の確認を行います。

お申込みいただいた求人票は、7 月 1 日以降、随時求人者へお返しします。

学校への求人票の提出は 7 月 1 日から開始となります。

【推薦、選考開始時期等】

新規中学校卒業者は来年 1 月 1 日以降推薦及び選考開始となります。

新規高等学校卒業者の推薦（推薦文書の到達）は 9 月 5 日以降、選考は 9 月 16 日以降開始となります。

茨城県において 10 月 1 日以降は 1 人 2 社まで応募・推薦を可能とします。

ハローワークの確認を受けた高卒用求人票によらない求人申込みに対しては、高等学校は生徒の推薦を行いません。

【求人者の学校訪問等の取扱】

ハローワークの確認を受けた求人票を学校に提出した日以降としておりますが、訪問前に必ず学校と連絡をとってください。（学校の事前の了解の下に、ハローワークへの求人申込み日以降から行うことができます。）

家庭訪問は全面禁止とします。

【就業開始日】（名目の如何を問わず）

新規中学校卒業者は来年 4 月 1 日以降とします。

新規高等学校卒業者は卒業後とします。

申し合わせ

平成27年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

記

第1 求人受理及び推薦、選考時期等について

1 新規中学校卒業予定者

- (1)求人は、求人事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)において、平成26年6月20日から受理を開始するものであること。
- (2)他安定所への求人連絡は、平成26年7月1日以降開始するものであること。
- (3)推薦、選考は、平成27年1月1日以降(推薦については文書到達主義)開始するものであること。

2 新規高等学校卒業予定者

- (1)安定所における求人申込みの受理及び確認(求人票への確認印の押印)のための求人票の受付は、求人事業所を管轄する安定所において、平成26年6月20日から開始するものであること。
- (2)安定所の確認した求人票の求人者への返戻は、平成26年7月1日以降行うものとする。したがって、高等学校における求人申込みの受理は、安定所の確認を受けた求人票により平成26年7月1日以降開始するものであること。
なお、この手続きによらない求人申込みがあった場合には、高等学校は生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。
- (3)推薦は、平成26年9月5日以降(文書到達主義)とし、選考開始の時期は平成26年9月16日以降であること。なお、平成26年10月1日以降は、一人二社まで応募・推薦可能とすること。

第2 家庭訪問の取扱いについて

新規中学校及び高等学校卒業者を対象とする求人活動のための求人者(求人者の委託を受けた者を含む。)の家庭訪問は、これを全面禁止するものであること。

第3 学校訪問の取扱いについて

求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

第4 文書募集の取扱いについて

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は、時期の如何を問わず行わないものであること。

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集開始は、平成26年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

- (1)安定所へ求人申込みを行った求人であること。
- (2)求人管轄安定所名、求人受付番号を記載すること。

(3)求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。

(4)応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の2(3)の取扱いと同様であること。

第5 応募書類の取扱いについて

求人者が、採用に際して徴することができる応募書類は、職業安定機関が全国統一で使用している様式による書類のみとし、求人者は他の書類の提出を求めないものであること。

第6 採用選考について

1 採用選考にあたっては、出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、応募者本人の有する適性と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点に立ち、合理的な選考がなされるよう配慮するものであること。

2 男女雇用機会均等法及び指針の募集・採用の部分に関して、女子と男子の均等な機会が与えられるとともに、障害者に対しては、格別の考慮がされるよう配慮するものであること。

第7 選考の通知について

選考後は、速やかに採否を決定し、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、選考を受けた生徒に対し通知を行うこと。

第8 就業開始日について

1 新規中学校卒業者の就業開始(名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。)時期は平成27年4月1日以降とすること。

2 新規高等学校卒業者の就業開始(名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。)時期については卒業後とするものであること。

平成26年4月24日

茨城県経営者協会会長
茨城県銀行協会理事長
茨城県商工会議所連合会会長
茨城県商工会連合会会長
茨城県中小企業団体中央会会長
茨城県教育委員会教育長
茨城県高等学校長協会会長
茨城県高等学校教育研究会会長
茨城県産業教育振興会理事長
茨城県学校長会会長
茨城県教育研究会会長
茨城県総務部長
茨城県商工労働部長
茨城県労働局職業安定部長
茨城公共職業安定所長会会長